令和８年度第１回（第 243 回）仙台市国民健康保険運営協議会　会議録

開催日時　　令和８年８月５日（水）13：30～14：00

場　　所　　仙台市役所本庁舎８階　第一委員会室

会議次第

１　開会

２　議事
（１）協議事項
①令和７年度仙台市国民健康保険事業特別会計決算（案）について
【資料１－１～１－３】
②仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について　【資料２】

（２）その他

３　出席者
出席委員（19 人）
○佐藤（美）委員、境野委員、石田委員、大塚委員、佐藤（ゆ）委員、伊藤委員
○本田委員、目黒委員、小菅委員、今野委員、佐々木委員、男澤委員
○鎌田委員、貞宗委員、庄司委員、西澤委員、ひぐち委員、村上委員
○山下委員

欠席委員（４人）
○鈴木委員、福壽委員、内藤委員、樋口委員

事務局
健康福祉局長、保険高齢部長、収納対策室長、同室収納企画係長、同室徴収対策係長、保険年金課主幹兼保健事業担当係長、同課管理係長、同課保険係長
青葉区保険年金課長、宮城総合支所保険年金課長、宮城野区保険年金課長、若林区保険年金課長、太白区保険年金課長、秋保総合支所保健福祉課長、泉区保険年金課長

４　会議経過
○開会

○新委嘱委員紹介

○欠席者報告

○西澤会長により議事進行

○署名委員の指名
境野委員、今野委員

○（１）協議事項

【会長】
　それでは、協議事項①「令和７年度仙台市国民健康保険事業特別会計決算（案）について」事務局から説明願います。

【保険高齢部長】
（資料１－１～１－３に基づき説明）

【会長】
　ただいま説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。
　ご質問、ご意見等がなければ、「令和７年度仙台市国民健康保険事業特別会計決算（案）について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

［「異議なし」の声あり］

【会長】
　「異議なし」とのことですので、原案のとおり承認します。
　それでは、協議事項②に移ります。
　協議事項②「仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について」事務局から説明願います。

【保険高齢部長】
（資料２に基づき説明）

【会長】
　ただいま説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。
　はい、ひぐち委員。

【ひぐち委員】
　この改正案では未就学児までとされているこどもにかかる国民健康保険料の均等割額に対する国の５割軽減の対象について、令和９年４月１日より高校生年代、18 歳到達年度末までの被保険者まで拡充されることに伴っての改正ですが、本市の場合、現行の対象者数と、また来年４月からの改正後の対象者数について初めにお伺いいたします。

【保険高齢部長】
　本市における対象者数につきましては、令和８年６月末時点の数値になりますが、現行制度の対象である未就学児の被保険者数は 2,410 名となっております。これに対して令和９年４月からの対象年代が高校生年代まで拡充された場合、数値自体は同じ時点の試算となりますが、対象となる被保険者数は 10,654 名ということになります。すなわち現行と比べて 8,200 名ほど対象者が増加するという見込みでございます。

【ひぐち委員】
　8,200 人の方が国の制度によってカバーされるというところですが、本市において５割軽減の対象とされている未就学児については均等割の残り５割を、５割軽減の対象とされていない小学生から高校生の年代までについては 10 割を、独自で減免をするというかたちで行ってきているわけですね。その分は本市の独自財源で賄っていたということなのですが、今回の健康保険法の一部改正によって法定軽減が拡充されて減免の財源が国から入ってくるという認識ですが、本市が出していたところが国から財源として入るよ

うな形になるので、この想定される金額についてお示しください。

【保険高齢部長】
まず今般の制度改正によりまして、国の５割軽減の対象は高校生年代まで拡充されることで措置される減免財源についてお答え申し上げますと、令和８年度の保険料率を用いて試算しますと、０歳から高校生年代までを対象とした均等割軽減額の総額が約１億2,000万円という金額になります。その財源の内訳は、国が約２分の１の6,000万円、県が3,000万円、市が3,000万円になると見込んでおります。一方、現行制度における未就学児軽減の見込額が3,400万円となっておりますので、国からの財源は1,700万円ということになりますので、国から措置される財源については4,300万円ほど増えると見込んでおります。

【ひぐち委員】
丁寧な説明をありがとうございます。簡単に言えば、その分の財源を今まで仙台市が先行して払っていたという部分で、様々な考え方はあると思いますが、本市が国よりも先行して子育てに対しての措置をしていたということは、ある意味評価できることかなというふうに認識しています。
関連してお伺いしますが、本年１月の運営協議会で、国民健康保険料に子ども・子育て支援金を上乗せして徴収されるということについて、市民からの問い合わせの状況についてお伺いしました。その際ご当局からは、保険料の金額などの問い合わせが入っているが、現時点での問い合わせそのものは少ない状況ということでございました。６月に国保の保険料のお知らせがそれぞれ市民の方に届きますが、ここに、今まで「医療」、「後期」、「介護」とあって、それプラス「子ども」という欄があることにびっくりしたという声も聞き及んでいます。その後の市民の方々からのお問い合わせの状況と、問い合わせがあった際にどのような説明をなさっていたか、このことについてお伺いいたします。

【保険高齢部長】
本年６月に当初の保険料納入通知をお送りした後、そこから２日後から６日間、１週間ほどの問い合わせ件数を各区等に確認いたしました。それによりますと、その間全市で約170件のお問い合わせがございました。問い合わせの内容といたしましては３つほどございまして、１つは子ども子育て支援金というのはそもそも何か、いつ決まったのかという問い合わせです。また、「子ども分」と書いてあることに関わってくるかと思いますが、例えば自分にはこどもがいないのになぜ「子ども分」なのかという問い合わせです。３つ目としまして、これはいわゆる独身税ではないのかといった問い合わせがあったと聞いております。
それに対する説明としては、子ども子育て支援金は子育て世帯の支援拡充のために、全ての世代と企業の皆様から拠出いただくものであります。決まったのは令和６年６月国会で成立し、令和８年度から上乗せされるというかたちで徴収が始まります。また、独身税といわれることもありますが、独身の方だけに拠出いただくものではございません、という説明を申し上げるとともに、さらに詳細な説明が必要であれば、必要に応じまして、こども家庭庁が設けましたコールセンターをご案内し、そちらの方に繋ぐ、といった対応をしているところでございます。

【ひぐち委員】
これからも色々なかたちでのご説明が必要になってくると思いますので、その辺は丁寧なご対応をお願いしたいところです。
ちょっと振り返ってしまいますが、資料２に出ていた国民健康保険法一部改正についてですけども、いわゆる当該者、10,654名の方はご自分から何らかの手続きをするとか、仙台市に問い合わせるとか、そういうことはしなくてもいいものと認識しておりますが、そこのところの確認でございます。

【保険高齢部長】
特段ご自身で手続きする必要はございません。
先ほど問い合わせの件数について、訂正がございます。全市で170件と申し上げましたが、１日平均で170件ということですので、送ってから１週間ほど各区それぞれの受付件数を足すと１日平均で170件ほどの問い合わせが最初の頃はあったということでした。訂正をいたします。

【ひぐち委員】
そうすると６日間ということなので、１日平均170件×６がトータルの件数という認識でよろしいですか。

【保険高齢部長】
はい、ご認識のとおりで間違いございません。

【会長】
他にございませんでしょうか。よろしいですか。
ご意見、ご質問等がなければ、「仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

［「異議なし」の声あり］

【会長】
「異議なし」とのことですので、原案のとおり承認いたします。

○（２）その他

【会長】
本日の議題は以上となりますが、「その他」として委員の皆様から何かございますか。
はい、山下委員。

【山下委員】
私は仙台市の国保運営協議会のほかに、宮城県の保険者協議会の幹事もさせていただいている関係で、そちらの方で出た意見で国民健康保険に関する事案がありましたので、ご報告がてら皆様に提供させていただきます。
宮城県の保険者協議会は令和８年２月13日に実施されたのですが、その際に東北厚生局の管理課長の方から意見が出されました。国保の部分だけお話させていただきますと、「特定健診は非常に受診率が高いという認識があるのですが、特定保健指導の実施率がなかなか伸び悩んでいると考えております。指導対象の方に対してどうアプローチするか難しい部分はあると思うんですけれども、受診率向上に向けて取り組みをお願いできればと思います」という意見が出ております。これについては国保連合会の方から仙台市の方へ情報提供が来ているかと思いますが、委員の皆様には情報が入っていないかもしれませんので、こういったご意見が出されておりますということをご提示させていただきます。
こういった取り組みをお願いしたいという話が出ていることにつきまして、仙台市の方としては何らかの取り組みの方をお考えになっているものがあるのかどうかというところをお伺いしたいです。いつもは私の方でこういったご質問をさせていただいた時に、医師会の方と連携させて進めさせていただきますというようなご回答をいただいているところではございます。県の医師会と市の医師会では違うのかもしれませんが、県医師会の健診センターに、年間大体数百名、うちの方でも人間ドックをお願いしている

ので、県の医師会としてはどのようにお考えですかとご質問させていただいたところ、特定保健指導については非常に重要な事業だと考えている、今後ともこの部分については精力的に取り組んでまいりたいというお話をいただいております。
なお、前に特定保健指導については、率直な表現になりますが、「無駄な事業ではないか」との趣旨を発言された委員の方がいらっしゃいました。この辺改めて、委員の方も替わられたと伺っておりますので、医師会の先生のご意見を伺いながら仙台市の取り組みをお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【保険高齢部長】
本市の特定健診、特定保健指導の現状についてお話しますと、特定健診の受診率自体は令和６年度の法定の報告によりますと 47.1％で指定都市では１位となっておりますが、一方、特定保健指導の終了率は 13.7％ということで政令指定都市では真ん中より後ろ、第 14 位となっております。前年度よりは少し伸びましたが、まだまだでございますので、特定保健指導の実施率向上が課題となっています。こちらに対しまして、令和６年度から第３期データヘルス計画に基づきまして利便性の向上や、保健指導プログラムを充実させるほか、特定健診の登録医療機関の皆様と連携を図って利用勧奨に取り組むこととしております。具体的には、例えば血糖値を可視化できる保健指導プログラムでありますとか、web 予約システムを 24 時間受付できるようにする、ドラッグストアで特定保健指導を提供する、あるいは、目標達成者へのスマートウォッチのプレゼント、こういったインセンティブの提供などを実施しております。なかなかすぐに大幅に向上というのは難しいところはございますが、引き続き粘り強く取り組んでまいりたいと考えています。

【会長】
他にございませんか。よろしいですか。
それでは、事務局からは何かありませんか。

【保険高齢部長】
事務局からは、他に用意しているものはございません。

【会長】
それでは、本日の議事をすべて終了いたしましたので、事務局に進行をお返しいたします。委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。